

業務指示書

エチオピア国ティグライ州中学校建設計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月20日 12時まで

問合せ先：調達部契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年1月25日までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外における学校施設建設・整備にかかるBD, OD, DD及びSV

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います
(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：学校建築計画に係るBD, OD, DD及びSV
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計1/設備計画】

- 1) 類似業務の経験：建築設計及び設備計画に係るBD, OD, DD及びSV
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及びアフリカでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 調達計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：調達計画及び積算に係るBD, OD, DD及びSV
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月29日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

自然条件等調査

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ETB1 = 5.893

円 , US\$1 = 122.85

円 , EUR1 = 130.12

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/建築計画

建築設計1/設備計画

調達計画/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.75 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2015年2月12日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1. プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
エチオピア国ティグライ州中学校建設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任/建築計画	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
(ア) 類似業務の経験	(30.00)	(14.00)
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	12.00	7.00
ウ) 語学力	3.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計1/設備計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 調達計画/積算	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【業務指示書】

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 要請の背景・経緯

エチオピア政府は、現行の国家開発計画「成長と移行計画」(GTP; Growth and Transformation Plan (2010/11～2014/15))において、経済産業構造を農業中心から工業へ移行するというビジョンを掲げており、その目的の達成に向け競争力の高い産業人材育成に焦点を当てた教育政策を実施している。また、GTP II (2015/16～2019/20)においても、2025年を目標年にアフリカにおける工業化牽引国としての基礎を築くべく、GTPにおける産業人材育成の方針を継承している。

具体的な教育セクターにおける計画としては、現在実施中の第4次教育セクター開発プログラム(ESDP-IV; Education Sector Development Plan IV (2010/11～2014/15))が実施されており、本プログラムにおいて中等教育を強靭な社会・経済の基盤と位置付け、質の高い教育へのアクセス向上に取り組んでいる。さらに、現在策定中のESDP-Vにおいても、アクセスと質の向上に向けた取り組みが述べられている。

このような取り組みの結果、エチオピア教育管理情報システム(EMIS)の統計によれば、初等教育(1-8年生)の総就学率は2000/01年度の57.4%から2011/12年度の95.4%へと改善されたが、一方、同期間の中等教育の総就学率は12.9%(9-12年生)から36.9%と低水準の改善に留まっている。その主な原因として、教育施設整備が遅れており、初等教育修了生の増加に対して中等教育施設の供給が追い付いていないことが挙げられる。

今回要請が挙げられたティグライ州は、エチオピア国内の中でも政策的に工場集積が図られている地域であり、大規模なセメント工場や欧米諸国から委託生産を受注している織維工場がある等、産業開発に尽力している為、産業人材不足が他州と比較してより深刻となっており、中等教育就学者数の増加は産業開発の観点からも重要となっている。

また、同州における初等教育就学率は92.1%と高水準である一方、初等教育修了者の受入先である中等教育施設が不足しており、中等教育施設数は70校(2009年)から132校(2012年)と増加しているものの、初等教育施設数の1/15に留まっている。その結果、中等前期教育(9-10年生)は55.1%、中等後期教育(11-12年生)は13.8%と低く、同州が掲げる2014/15年度までの目標である中等教育就学率65%には届いていない。さらに、アクセス可能範囲とされている学校から住居までの平均距離10.72kmに対し、同州の住居から中等教育施設への平均距離は14.4kmと悪く、早急なアクセスの改善が求められている。

このような背景のもと、ティグライ州は、「ティグライ州中学校建設計画（以下、本プロジェクトという）」について、我が国に対して無償資金協力による支援を要請した。本業務は、要請内容の必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクト概要

(1) 上位目標

エチオピアにおける前期中等教育へのアクセス及び学習環境が改善される。

(2) プロジェクト目標

対象州において、前期中等教育へのアクセス及び学習環境が改善される。

(3) 期待される成果

対象地域において、前期中等教育施設が整備される。

(4) プロジェクトの成果指標

- 1) 成果指標（数値）：継続使用可能な教室数、対象校における生徒数。
- 2) その他成果指標：本業務にて検討する。

(5) 我が国への要請概要

対象州における中学校校舎の新設 21 校。施設内容は以下のとおり。（詳細は本調査にて確認する。）

ア 施設

中学校 21 校及び付帯施設（管理棟、実験室、図書室、コンピューター室、トイレ、警備員室、スポーツ施設等）の建設

イ 教育機材（理科実験機材、教師用机・椅子、整理棚、生徒用ベンチテーブル、会議机、掲示板、作業台、コピー機、事務用机・椅子等）の整備

(6) 対象地域（サイト）：

ティグライ州

現在要請されている対象候補サイトは 21 サイトあり、東西に約 350Km、南北に約 250Km と離れている（要請書上の対象校の位置については配布要請書参照）。現地調査 I において、先方政府の優先順位およびサイト選定の条件を合意の上、要請されている 21 サイトの調査を実施し、調査結果を踏まえて事業対象サイトの絞り込みを行うものとする。具体的には、ティグライ州の州都 Mekelle から片道陸路一日で移動できる距離にである Central Region の南東地区、East Region の南半分及び、South Region を現時点では想定している。

(7) 関係官庁・機関

主管官庁：ティグライ州教育局（Tigray National Regional State Bureau of Education）

実施機関：同上

(8) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の主な援助活動

ア. 無償資金協力

(ア) オロミア州小学校建設設計画

（E/N 署名 2007 年 12 月、コミュニティ開発支援無償）

（オロミア州における小学校 38 校、240 教室の建設）

(イ) アムハラ州中学校建設設計画

（E/N・G/A 署名 2011 年 6 月、コミュニティ開発支援無償）

（アムハラ州における中学校 8 校の新設及び 9 校における増設、合計 292 教室の建設）

(ウ) 南部諸民族州小中学校建設設計画

（E/N・G/A 署名 2012 年 12 月、コミュニティ開発支援無償）

（南部諸民族州における小学校 11 校（増設）、中学校 10 校（新設）、合計小学校 72 教室、中学校 204 教室の建設）

イ. 技術協力

(ア) 住民参加型初等教育改善プロジェクト（2008. 9～2012. 9）

（オロミア州における教育行政及び住民との協働を通じた学校運営改善）

(イ) 理数科教育改善プロジェクト（2011. 3～2014. 7）

（理数科教員を対象とする現職教員研修システムのモデル確立）

(ウ) 理数科教育アセスメント能力強化プロジェクト（2014. 9～2017. 9）

（理数科教育のカリキュラム戦略の一貫性を確保しつつ試験問題や学力調査問題の質

的改善に係る取り組み)

2) 他ドナー等の援助活動

世界銀行、英國国際開発省（DFID）等を中心としたドナー協調の枠組みにおいて教育の質改善プログラムを実施している。ただし、ティグライ州の中等教育施設整備については、他の援助機関の支援はない。

3. 業務の目的

本業務では、無償資金協力施設・機材等調達方式の活用を前提とし、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握する。また、本無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行う。さらに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理計画等の留意事項を提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ティグライ州から要請のあった「ティグライ州中学校建設計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がティグライ州と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 調査方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査I、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査IIの計2回の渡航を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、当機構が開催する会議に参加し、内容を確認することとする。

- 1) 現地調査I帰国時：現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議にて、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。
- 2) 現地調査II派遣前：計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 設計・積算に係る参照マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（補完編を含む）を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上で留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総

括表、積算総括表等)の作成を行う。

(4) 対象候補サイト選定に係る調査方針

ティグライ州から要請された21サイトについては、地理的に広範に分散しているため、施工管理/監理の効率性等の観点から、候補サイトを絞り込むことを検討する。絞り込み先としては、州都Mekelleから片道陸路一日で移動できる距離を想定しており、具体的には、Central Regionの南東地区、East Regionの南半分及び、South Regionを想定している。なお、現地調査Iの過程で、調査対象サイトの追加・変更が必要となった場合は、別途対応を検討する。

また、現地調査Iでは、対象校、施設コンポーネントの優先順位及びその基準について、ティグライ州と合意した上で、調査対象のサイトを踏査する。さらに、結果を踏まえティグライ州と協議し協力対象校の最終的な優先順位について必要に応じて見直しの上、合意する。

(5) 計画コンポーネント優先順位の確認及び付加価値の創出

無償の実施段階にあたっては、E/N後の積算・入札結果により計画コンポーネントの一部が実施できない可能性もあるため、対象校及び各コンポーネントの優先順位及びスコープカットのリスクについて、ティグライ州側と十分協議を行った上で確認を行う。要請のあったトイレについては、対象州内の中等教育施設の現状等を確認するなどし、その整備の必要性を確認する。その他要請されていないが必要なコンポーネントがあれば先方と協議の上、その適否を検討する。なおその際、JICAが行った基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」を参考にしつつ、ティグライ州の社会的ニーズから求められる機能を確認し、本案件にて付与できる付加価値について考察を行う。

(6) 本邦企業施工を想定した配慮

本案件については、本邦企業による施工を想定しているため、現地調査Iの段階から本邦企業にとって魅力的な案件となるよう事業内容等の検討を行う。

(7) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2015年4月改訂版)(以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。)に従う。

6. 業務の内容

上記「5. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) 国内事前準備

- 1) 要請書および関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。
- 2) エチオピア政府・主要ドナーの教育セクターにおける関連報告書を精査し、基礎情報を収集するとともに、現地調査計画・協力計画を検討する参考とする。
- 3) 上記1) 2) を踏まえて、インセプション・レポート(我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担など)、質問票を作成する。

(2) 現地調査I

1) インセプション・レポートの説明・協議

総括・協力企画団員に協力し、インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、留意事項、双方の役割分担等）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

2) プロジェクトの背景、目的、経緯の確認

ア) 先方との協議を通じて、本プロジェクトの政策的な背景・目的を明確にするとともに、要請された内容、ティグライ州実施体制（組織・予算等）、要請されている各コンポーネントの優先順位を確認する。

イ) 国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等、上位計画における本プロジェクト計画の位置づけを確認する。

ウ) 本プロジェクト計画の実施妥当性を検証するために必要となる教育セクターの基本統計、データ、資料等を収集する。

エ) ティグライ州における初等教育及び前期中等教育施設建設・改修の進捗状況と今後の整備計画、要請対象地域の社会環境を調査し、要請地域・要請校の位置付けを確認する。

オ) 1教室あたり適正生徒数等の基準や通学圏を踏まえた学校設置基準、教育施設整備基準等を確認する。

カ) 対象地域における初等教育及び前期中等教育に関する以下の項目を含む状況を確認し、必要教室数及びコンポーネント等を検討する。

- ・ 現在の男女別生徒数及び将来の予測
- ・ 建設予定中学校に進学が予定される小学校の状況
- ・ ジェンダー格差
- ・ 特別な支援が必要な生徒の状況
- ・ 地域コミュニティーの状況
- ・ 中学校卒業後の進路状況
- ・ 対象地域における特異な教育事情の有無

キ) 対象校における教員配置状況及びその資質（教員資格等）を確認する。

ク) 全国及びティグライ州における前期中等教員の育成状況と今後の計画を確認する。

ケ) ティグライ州における教員採用・配置計画を確認する。

コ) 代表的な前期中等教育における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に關し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。

サ) 主要な他ドナーによる教育分野の事業概要を確認する。

シ) 他ドナーによる中等教育施設整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、建設費等）を把握し、計画の参考とする。中等教育施設整備計画に関しては、計画対象校、協力内容等を確認し、本プロジェクト計画との重複がないことを確認する。

3) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関であるティグライ州教育局について、その組織・人員体制、財政・予算等の実施体制を確認する。

4) 候補サイト状況（自然条件等含む）調査（候補サイトの踏査：現地調査Ⅰ）

ア ティグライ州と協議の上、選定した全ての調査対象サイトの踏査を行い、サイトの形状（敷地の広さ・形状、傾斜、くい打ちの必要性、特殊土壌の有無、既存建造物の有無・配置状況、教室過密状況、自然条件等）、想定される施工管理/監理拠点からサイトまでの距離及びアクセス状況、土地の確保状況、土地の所有権、水道・電気・排水等の引き込み状況、雨季の施工計画に与える影響、邦人立入に

かかる安全性（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況、州都からサイトまでの移動時間）、既存施設の有無等の調査を行い、必要に応じて優先順位の見直しを行う。なお、対象サイトの優先順位付に関しては、施工の合理性を踏まえ、施工管理/監理可能な範囲とする。また、サイトの地形等により、排水施設等を計画に含める必要があるか検討し、必要がある場合には排水施設等の設計を行う。

- イ 本業務にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、建設予定地における気象、地質、地盤等に係る基本的情報を収集するとともに、地形測定、地形測量、地質・地盤調査に係る自然条件調査を行う。自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。

なお、自然条件調査の詳細は別紙1のとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

5) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

- ア 当該国の現地業者の受注・施工実績、業者登録制度・カテゴリーの有無、施工能力・技術力、技術者数、財務力、建設機械保有状況、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。
- イ 協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。
- ウ 資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む）を考慮し、調達方法の検討を行う。
- エ 先行無償案件として実施されているコミュニティ開発支援無償による小・中学校建設について、同案件における調達実績及び施工実績の確認を行う。
- オ 本プロジェクトで現地企業を活用する場合の免税措置、免税対象となりうる事業・団体の種別、税の種類、免税に係る手続について情報収集を行う。
- カ 対象国における現地コンサルタント事情（会社数、業務内容、要員、技術力、資金力、費用など）を確認する。

6) 施工計画調査（関連法規等）

当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

7) ソフトコンポーネント計画

ティグライ州と協議の上、ジェンダー配慮等、本建設計画に関連する支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合には、ソフトコンポーネント計画を作成する。ソフトコンポーネントについては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（2010年版）」を参照のこと。

8) 調達方式の検討

本邦企業を想定した施設・機材等調達方式による実施に必要となる留意点（実施体制等）を整理する。

9) 過去の案件に関する教訓等の情報収集

同一地域または同一国、類似分野で先行する案件がある場合は、先行案件の実施上の課題や教訓について、調査を行う。特に工期設定、現地施工業者・調達業者に関する情報、現地入札制度等について十分な情報を得ること。

10) 相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実

施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないよう留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

1.1) ティグライ州側環境社会配慮に関する調査

エチオピア国及びティグライ州の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本プロジェクトのカテゴリーを確認するとともに、本プロジェクトの実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

また、第1次調査によって得られた環境社会影響関連事項を踏まえ、JICA環境ガイドラインに基づき、必要に応じて環境社会配慮カテゴリーの確認を含む次の調査を行う。

- ア スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- イ 重要な環境社会影響の予測
- ウ 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- エ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- オ 事業許認可取得のために必要となる行政手続き実施支援
- カ 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の検討
- キ 関連資料（含む環境チェックリスト案）
- ク ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

1.2) ジェンダー課題に関する調査

- ア ティグライ州の既存前期中等学校における生徒数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- イ 既存施設視察、女子生徒や女性教員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女子生徒の就学促進のための改善案に関する情報を収集する。
- ウ 施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

1.3) その他

諸条件が整った場合に実施することを前提とした上で、本案件における日本が無償資金力で行うことの付加価値について、必要性・妥当性、実現可能性を含めて検討すること。その際、JICAが行った基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」を参考にしつつ、ティグライ州の社会的ニーズから求められる機能を確認し、本案件にて付与できる付加価値について考察を行うこと。

(3) 国内解析

1) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。現地調査Ⅰ帰国後30日以内を目処に設計・積算方針の要約をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。本プロジェクトは、施設・機材等調達方式による実施を想定するので、対象サイトの数・分散度・アクセス等の本事業の実施上のリスクを総合的に勘案し、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

ア 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

イ 基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

＜施設計画＞

施設計画は、ティグライ州施設基準、既存前期中等教育施設の活用状況、カリキュラム、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、要請のあったコンポーネントのうち、トイレ等の付帯設備、教育家具等については、対象州内の他の中等教育施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。また、白蟻被害（蝙蝠被害）等の現状を踏まえ、本対策についても検討する。

＜設備計画＞

設備計画については、ティグライ州整備基準、既存前期中等学校での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

ウ 概略設計図

エ 施工・調達計画

施工監理/管理拠点からサイト地までのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、適切な施工体制、監理/管理体制、工程計画（工法、工期、入札ロット分け）、品質管理計画（品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等）を作成する。

- ・施工・調達方針
- ・施工上の留意事項
- ・施工区分（エチオピア負担工事との区分）
- ・施工監理方針・計画
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・実施工程
- ・機材調達計画
 - 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
 - 理科実験器具（内容、数量、使用、優先順位付け等）
 - 調達事情調査
 - 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
 - 配置場所
 - 機材の輸送経路、通関手続、保険

2) プロジェクトの運営・維持管理計画に関する検討

ティグライ州における前期中等学校の運営・維持管理計画（教員・事務員雇用、学生募集、資金調達、学校運営等）を整理し、その実現可能性について十分検討する。

3) プロジェクトの概略事業費に関する検討

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、並びにプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

＜準拠ガイドライン＞

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

4) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、現地仕様からの改善や管理体制を勘案した上で、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

5) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア 実施時期

イ 事業費（総事業費及び内訳）

ウ 概略の仕様

エ 入札方法（P Q 基準、国際入札／国内入札等）

オ 契約条件（総価方式／B Q 方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）

カ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

6) 過去の無償資金協力との事業費比較

別紙2「コスト比較表」により過去に無償資金協力により実施された類似案件との建設コストを比較する。また、「コスト比較表」については、上記3)の「事業費等のドナー比較資料」を兼ねて作成することも可とする。

7) 予備的経費

本プロジェクトに係る予備的経費の検討のため、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、JICAに提供する。また、JICAが算定した予備的経费率を概略事業費に反映させる。

ア 経済状況、市場変化にかかるリスク（為替変動、インフレ率等）

イ 工事量変動にかかるリスク

ウ 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）

エ 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ 治安状況にかかるリスク

8) 安全対策に関する検討

施工時の安全対策に関し、相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイドランス」（以下、「安全管理ガイドランス」）の趣旨を踏まえて調査を

行い、先方政府の理解を得る。工事中の安全の確保のため、安全管理ガイドラインの安全施工技術指針に留意し、現地調査結果をもとに本プロジェクトに必要な安全対策を概略設計に反映する。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

9) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

10) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面とともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

11) プロジェクトの評価

本プロジェクトの成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標設定に必要なデータの収集等を行う。

プロジェクトの評価については、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的效果、②定性的効果に分類して評価し、定量的效果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトの実施前と実施後の教育協力に関する効果が測定できるよう、評価指標の収集を徹底する。

12) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取りまとめ、その内容について当機構と協議する。

13) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI 等の業界団体）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議する。

（4）現地調査Ⅱ

準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

（5）国内解析

準備調査報告書等の作成

相手国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) コスト縮減検討資料、ドナー比較資料
- 3) 概要資料

- 4) 準備調査報告書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版

なお、1) 概略事業費（無償）積算内訳書及び4)準備調査報告書については、プロジェクト内容の計画策定の時期から、当機構と事前打合せを行いながら作成することとする。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、ティグライ州実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書	: 和文 3 部
(2) インセプション・レポート	: 和文 1 部 : 英文 1 部
(3) 現地調査結果概要	: 和文 1 部
(4) 準備調査報告書（案）	: 和文 1 部 : 英文 1 部
(5) 概略事業費（無償）積算内訳書	: 和文 2 部
※コスト縮減検討資料、事業費ドナーリスト（比較資料を含む。）	
(6) 概要資料	: 和文 1 部及び CD-R 1 枚 (※完成予想図を含む。)
(7) 準備調査報告書	: 和文（製本版）8 部及び CD-R 2 枚 (※完成予想図を含む。)
(8) デジタル画像集	: 英文（製本版）15 部及び CD-R 2 枚 : 和文（簡易製本版）2 部及び CD-R 1 枚
(9) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版	: CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度） : 英文 3 部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に仮文を作成し、JICA に提出する。

注3) (2)～(4)、(6)～(8) については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

注4) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、露文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず

当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 実施スケジュール

2016年3月上旬より国内事前準備を開始し、2016年3月中旬より現地調査Ⅰを行う。帰国後に国内解析を実施し、2016年8月下旬までに概略事業費積算を行い、2016年9月上旬から現地調査Ⅱ／準備調査報告書（案）説明、2016年10月上旬までに概要資料を提出、2016年12月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

調査実施工程（案）

項目 時期	2016 年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国内事前準備		□									
現地調査Ⅰ(OD)			■								
現地調査結果概要				△							
国内解析					■						
現地調査Ⅱ(DOD)								■			
概要資料提出									△		
報告書提出											△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 調査期間

全体： 約 17.0M/M

(2) 業務従事者の構成

1) 分野構成

- (a) 業務主任/建築計画（2号）
- (b) 建築設計1/設備計画（3号）
- (c) 建築設計2/施工計画
- (d) 調達計画/積算（3号）
- (e) 教育計画/機材計画/環境・社会状況調査/

* 業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者構成がある場合、理由とともにプロポーザルに含めて提案すること。

3. 配布資料/閲覧資料

(1) 配布資料

- ・ 無償資金協力要請書
- ・ ティグライ教育局からの要請内容を補足する追加レター「List of revised project sites」

(2) 閲覧資料

以下の資料については JICA 図書館ポータル及び JICA ナレッジサイトにて閲覧可能

- ・ 基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較分析」
[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/6e1c781e50c697d249257f0d000b9591/\\$FILE/%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E7%A0%94%E7%A9%B6%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8_%E5%8F%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E3%81%AE%E4%BB%98%E5%8A%A0%E4%BE%A1%E5%80%A4%E5%90%91%E4%B8%8A%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E3%83%89%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%82%AD%E3%83%BC%E3%83%A0%E6%AF%94%E8%BC%83_ \(%E6%9C%AC%E6%96%87\).pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0101.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/6e1c781e50c697d249257f0d000b9591/$FILE/%E5%9F%BA%E7%A4%8E%E7%A0%94%E7%A9%B6%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8_%E5%8F%E4%B8%AD%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E3%81%AE%E4%BB%98%E5%8A%A0%E4%BE%A1%E5%80%A4%E5%90%91%E4%B8%8A%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E3%83%89%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%82%AD%E3%83%BC%E3%83%A0%E6%AF%94%E8%BC%83_ (%E6%9C%AC%E6%96%87).pdf)
- ・ オロミア州小学校建設計画概略設計調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000172998>
- ・ アムハラ州中学校建設計画準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=0000257450>
- ・ 南部諸民族州小中学校建設計画準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000008570>
- ・ 住民参加型初等教育改善プロジェクト報告書一式
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/0/ae1e1e0bd07e09e3492575d10035d3ad?OpenDocument>
- ・ 理数科教育改善プロジェクト報告書一式
http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/697ACA58F50EE_D6F492576F6001DA435?OpenDocument&pv=VW02040104
- ・ 理数科教育アセスメント能力強化プロジェクト報告書一式
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/399647F31E9E7B8D49257D120079DA0B?OpenDocument&pv=VW02040104>

4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 現地調査 I

1) 団員構成

(a) 総括 (JICA)

(b) 協力企画 (JICA)

2) 調査行程：約 12 日間

3) 調査目的

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容を検討し、討議議事録（ミニッツ）を取りまとめる。

(2) 現地調査 II

1) 団員構成

(a) 総括 (JICA)

(b) 協力企画 (JICA)

2) 調査行程：約 9 日間

3) 調査目的

準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確

認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することができる。

(1) 地形測量

(2) 地質・地盤調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月改定)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、これらの調査に要する経費については別見積とする。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が我が国無償資金協力(施設・機材等調達方式)として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」(2013年11月)の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括の滞在期間中、原則として総括の調査に同行するが、他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 社会状況調査に係るローカルコンサルタントの配置

社会状況調査については必要に応じてローカルコンサルタント等の現地傭上を認めるので、その場合にはその旨をプロポーザルに含めること。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAエチオピア事務所、在エチオピア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出すること。

以上

8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

ティグライ州中学校建設設計画準備調査にかかる自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本プロジェクトの妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、ティグライ州からの要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

（1）地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

（2）地質・地盤調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：サウンディング調査、試掘等

なお、エチオピアでは土壤に特殊性があることから、膨張性土（ブラックコットンソイル）の有無、及び凡そその範囲・深度について確認すること。

3. 対象サイト：全調査対象サイト（21 サイト程度）を調査対象とすることを前提として計画する。

以上

コスト比較表

※各項目に記載されているものはサンプルである。記載されている内容を参考に本資料を作成する。

項目		A 国		
		一般無償 中学校建設計画 基本設計調査(19XX年)	コミュニティ開発支援無償 学校建設計画 概略設計調査(平成XX年度)	XX国ドナー(または世銀) 学校建設
積算時期		19XX年8月	20XX年6月	20XX年4月
基本コンポーネント		普通教室、理科室、図書室、多目的室、教員室、管理室、便所、	普通教室、図書室、事務部門、教員室、一般理科室、化学・生物実験室、物理・技術実験室、美術工作室、コンピューター室、倉庫、便所、カンティーン及びシェード、家庭科室	普通教室、図書室、事務部門、教員室、理科実験室、コンピューター室、倉庫、便所
建物	教室棟	3階-4階	3階-4階	3階
	便所棟	教室棟に含む	教室棟に含む	教室棟に含む
	教員住居	なし	なし	なし
平面計画	教室	寸法 6.6m×8.25m	6.55m×8.1m	6.55m×8.1m
		面積 54.4 m ²	53.0 m ²	53.0 m ²
		生徒数 40	40	40
構造・仕上げ	基礎	布基礎	独立基礎2校、杭基礎3校	布基礎一部杭基礎
	構形式	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
	床	テラゾータイル	テラゾータイル	テラゾータイル
	壁	モルタル／塗装	モルタル／塗装	モルタル／塗装
	屋根	アスファルト防水	伸縮性塗膜防水	アスファルト防水
	天井	モルタル薄塗り／塗装	モルタル薄塗り／塗装	モルタル薄塗り／塗装
工 期		13ヶ月／期分け	17.0ヶ月	12.0ヶ月
総延べ床面積		53,974.55 m ²	10,580.83 m ²	1,787.00 m ²
教室棟床面積		53,974.55 m ²	10,580.83 m ²	1,787.00 m ²
建設教室数 (普通教室のみ)		388	69	12

項目	A 国		
	一般無償 中学校建設設計画 基本設計調査(19XX年)	コミュニティ開発支援無償 学校建設計画 概略設計調査(平成 XX 年度)	XX 国ドナー(または世銀) 学校建設
総事業費	4,040,920,622 円	904,843,576 円	99,066,786 円
直接工事費	2,664,706,965 円	630,355,061 円	99,066,786 円
間接工事費	903,673,945 円	0 円	0 円
家具・機材費	85,392,379 円	45,611,692 円	0 円
調達代理機関費	0 円	95,603,629 円	0 円
設計監理費	387,147,333 円	130,519,560 円	0 円
ソフトコンポーネント費	0 円	0 円	0 円
弁護士費	0 円	2,753,634 円	0 円
直接工費との比較 為替レート	US1=119.00 円	US1=106.73 円	US1=106.73 円
平米単価	49,370 円/延m ²	59,575 円/延m ²	55,437 円/延m ²
教室単価	6,867,801 円/教室	9,135,581 円/教室	8,255,566 円/教室
物価指数			
19XX年=100	100	145	145
物価修正考慮後	1.45	1.00	1.00
為替レート修正 考慮後	0.90	1.00	1.00
平米単価	64,427 円/延m ²	59,575 円/延m ²	55,437 円/延m ²
教室単価	8,962,481 円/教室	9,135,581 円/教室	8,255,566 円/教室